(八)		(九)		(十)～(ろ)	(ほ)
第二十五条の規定が適用される畜舎等		第二十六条の規定が適用される畜舎等			
第二十五条第一項ただし書又は第二項の規定が適用される畜舎等	（略）	第二十六条第一項の規定が適用される畜舎等	第二十六条第一項の規定に適合することの確認に必要な図書	（略）	建築基準法施行令第百八条の三に規定する防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する畜舎等
		第二十六条第二項の規定が適用される畜舎等	第二十六条第二項の規定に適合することの確認に必要な図書		平面図
		第二十六条第三項の規定が適用される畜舎等	第二十六条第三項の規定に適合することの確認に必要な図書		耐火構造等の構造詳細図
第二十五条第三項の規定が適用される畜舎等	第二十五条第三項の規定に適合することの確認に必要な図書	第二十六条第一項の規定が適用される畜舎等	第二十六条第一項の規定に適合することの確認に必要な図書		その他建築基準法施行令第百八条の三の規定に適合することの確認に必要な図書
	（略）		第二十六条第一項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	（略）	当該主要構造部を区画する床及び壁の位置 開口部の位置及び寸法 防火設備の位置及び種別 建築基準法施行令第百八条の三に該当する部分その他必要な事項を表示する位置
			第二十六条第二項に規定する畜舎等の部分に該当することを確認するために必要な事項		主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
			第二十六条第三項に規定する畜舎等に該当することを確認するために必要な事項		建築基準法施行令第百八条の三に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
第二十五条第三項に規定する畜舎等の部分に該当することを確認するために必要な事項	（略）	第二十六条第一項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	（略）	（略）	（略）

(八)		(九)		(十)～(ろ)	(ほ)
第二十五条の規定が適用される畜舎等		第二十六条の規定が適用される畜舎等			
第二十五条第一項ただし書又は第二項の規定が適用される畜舎等	（略）	（新設）	（新設）	（略）	（新設）
（略）	（略）	（新設）	（新設）	（略）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（略）	（新設）
（略）	（略）	（新設）	（新設）	（略）	（新設） （新設） （新設） （新設） （新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（略）	（新設）
（略）	（略）	（新設）	（新設）	（略）	（新設）